

市民が主体のまちづくり

連載
No.7

～名寄市自治基本条例～

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールです。今月号では、まちづくりの基本原則の一つである「情報共有（知る権利）」に基づき、市が行っている「情報提供」の方法について紹介します。

- 第7条 市民は、まちづくりに必要な情報を市から提供を受け、及び自ら取得する権利（以下「知る権利」という。）を有する。
- 2 市民は、まちづくりに必要な知識を得るための学習の機会及び場を確保する権利(以下「学ぶ権利」という。)を有する。
 - 3 市は、前2項に規定する市民の権利を尊重しなければならない。
 - 4 市は、市政に関する意思決定の過程を市民に明らかにしなければならない。
 - 5 市は、まちづくりに関する情報を積極的かつ速やかに市民に提供し、及びわかりやすく説明する責務を負う。
 - 6 市は、市民がまちづくりに必要な知識を得るための学習環境を整備するよう努めなければならない。

市民主体のまちづくりを実現するためには、まちづくりに関するさまざまな情報や市の考え方などが、市民に対して十分に提供され説明されていなければならないことから、市ではさまざまな方法で情報提供を行っています。

広報、ホームページなど

広報誌を月1回発行するほか、ホームページやフェイスブックにて、日々の情報をお知らせしています。また、名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所、名寄市立大学、市立名寄図書館、市立図書館風連分室、北国博物館に情報公開コーナーを設置しています。

パブリック・コメント

市の重要な政策や計画、市民に義務を課し権利を制限する条例などについて、広く市民から意見等をいただく制度。パブリック・コメント実施時には、ホームページや指定した公共施設において政策等の(案)を公表しています。

出前トーク

学校や町内会、サークルなどの団体の希望に応じて、市職員が出向いて説明などを行います。まちづくりや除排雪、手話の体験講座など、40種類のメニューを用意しています。

市長室開放事業

多くの市民の皆さんの意見を市政に反映させるとともに、市の施策や課題などに対する理解を深めていただくために、市長室を開放しています。地域活動やまちづくりの話、市政への要望などをテーマに市長と気軽に懇談ができます。